

知事の藤島正健(熊本県人。徳富蘇峰の親族)らは共に、中央政庁から派遣され、これらの人たちの手によって中央の施策が大胆に採用され、諸改革が断行されていったのである。

二、石川県の成立

石川県の成立 明治二年(一八六九)六月十七日、加賀藩主前田宰相中将ら四十名は版籍奉還を許され、知藩事を拜命している。こうして金沢・大聖寺・富山の藩政が改革されていった。

同四年七月十四日、藩を廃して金沢・大聖寺・富山の各県となった。

区域は、金沢県は河北郡・石川郡・能美郡の大部分と、越中国砺波郡・射水郡・新川郡の大部分を占めていた。大聖寺県は江沼郡・能美郡の一部を管轄した。富山県は婦負郡及び新川郡の一部を区域とした。

同年八月十五日林厚徳・内田政風が金沢県参事に任せられたが、林厚徳は依願免官となり、内田政風は九月に金沢へ赴任し、長町の旧金沢藩庁を県庁として、県治に着手した。同十一月二十日、加賀一円(白山々麓を除いて)を金沢県とし、大聖寺県を廃し金沢県に併合した。同日更に、旧金沢藩領の越中国射水郡及び能登国の大部分と高山県に属した能登国の一部とを併せて七尾県を置き、越中国砺波郡・婦負郡・新川郡とで新川県とした。この結果、金沢県は加賀国一国に縮小されたので、人心の動揺を考慮してか、県は十一月二十八日付で次のような諭告を出している。

このたび越・能へ新県置かれ候義は、金沢県に相限り候義にてはこれなく、天下各県大なるは分割し、小なるは合併して、政令の煩わしさを洗除し、大いに人心の保護をはかりたまう御趣旨、実にありがたき御事にて、一統御趣旨を体認し奉るべく候(中略)、従来繁昌の地も自ら衰微をかまず義もこれあるべく(中略)、心得違いの者これなきよう(後略)

五年二月二日、金沢県を石川県と改称し、石川郡本吉村を美川町と改めて、その旧町奉行所跡に県庁を移し、同月

二十二日開庁式を挙げた。県名は石川郡より採った。同年九月二十五日七尾県を廃し、加賀・能登二国を石川県の管轄とし、射水郡は新川県の管轄下に組み入れた。同年十一月十七日、加賀の白山々麓を足羽県（のちの福井県）より割いて石川県の所屬とした。次いで六年一月十四日、金沢町に県庁を移し、広坂通の旧藩営修局を庁舎として、同月三十日開庁式を行った。

ところが、九年四月十八日新川県を廃して加賀・能登・越中三国を石川県所屬とし、同年九月二十一日、富山の官吏出張所を富山支庁と改称し、十一月一日、更に射水郡の事務を石川県本庁の直轄とした。一方、これよりさき、同年八月二十一日敦賀県を廃し、その管轄下にあった越前国坂井・南条・丹生・足羽・大野・今立・吉田の七郡を石川県の所屬として、福井支庁を置いた。この結果、広大な区域となり、十二年一月の総人口一八二万六九二七人、戸数三七万三五五戸で、県庁も狭くなり十三年旧地に新築し、以来これが大正十一年（一九二二）まで四十二年間庁舎の本館となった。〔越中史料〕
（巻四）

その後、明治十一年七月二十二日布告の郡区町村編制法により、明治十一年十二月十七日石川県布達甲一四三番をもって石川県管下の河北・石川二郡のうちを割いて、金沢区を置き、また越中新川郡の区域を上・下二郡に分けた。十四年二月七日福井県が新置され、石川県より割いた越前七郡と滋賀県より割いた越前・若狭四郡を管掌させた。そして十六年（一八八三）五月九日越中の国一円とする富山県が成った。こうして石川県の区域は加賀・能登の二国となり、現在の管轄に定まったのである。

石川県の職制

明治四年七月置県の当初は、旧藩大参事以下が執務した。同年十月二十八日府県官制が定められると、知事・権知事・参事以下史生・出仕等の役職を設置した。同年十一月二十七日県治条例

の制定に伴い、知事を令に、権知事を権令と改め、また県吏の職制並びに事務節目を定めた。庁内の分課は、庶務・聴訟・執法・租税・出納の五課とし、翌五年一月聴訟・執法の二課を併せて、聴訟課とした。同年九月まで、令・権令のポストは空席で、参事が県政を統轄したが、同参事内田政風が権令に任ぜられた。八年十月、県に警部を置き、県令の指揮を受けて巡查を統轄し各出張所に派遣して警察事務を執らせた。同年十一月、県治条例を廃し府県職制・事務章程が定められた。これにより職員を令・権令・参事・権参事・大属・権大属・中属・権中属・少属・権少属・史生・県掌・等外と定めた。また事務の分掌を、第一課庶務・第二課勸業・第三課租税・第四課警保・第五課学務・第六課出納とし、警保は警部に掌理させた。翌九年二月、府県事務の分課は、必要に応じ廃置することが許されたので、地租改正事務係を新設した。同年三月、庁内に民事訴訟勸解所・裁判支庁を置いて行政官の司法事務兼掌をやめた。十年一月、参事以下を廃して書記官・属・等外を新置し、書記官を大・小、属を一等より十等まで、等外を一等より四等に分けた。同年衛生係を設置し、翌十一年十二月に昇格し課とした。同十一年七月二十五日の府県官職制により、県令のもとに、書記官・属・警部が置かれた。書記官は大・小のうち一人とし、属・警部はいずれも一等より十等とした。

郡には郡長・郡書記、市区に区长・書記を置いた。十三年四月警察課を警察本署とし、十月には庁内に大蔵省租税局出張所が置かれた。十四年五月監獄本署を設置し、典獄に監獄署を総管させ、副典獄・看守などを掌理させた。十五年三月、警部長を置き、一切の警察事務を統管させ、また内務卿の命を受け、国事警察をも管理した。

このようにして、明治初期の地方行政機構は、めまぐるしい変遷の中で次第に形を整え中央集権国家機構の一翼を担う体制となつていったのである。

裁判事務

石川県の裁判所は、明治八年五月から大阪上等裁判所の所屬となっていた。九年九月、それまでの民事訴訟勸解所・裁判支所を廃して、金沢裁判所を設置し、地方裁判所と区裁判所を兼ねることとした。同年十月十六日上胡桃町に新庁舎が竣工し同三十日開庁した。翌九年十二月、管内の福井・富山に支庁を置き、それぞれに区裁判所を設けた。また、魚津・七尾・輪島・小松・大野にそれぞれ区裁判所を置いた。十一年三月には七尾にも支庁を設置し、十四年二月、敦賀・小浜の二区裁判所を金沢裁判所の管内に入れた。

十五年金沢に石川県重罪裁判所を置き、金沢・富山・七尾の地方裁判所を始審裁判所とし、この下に金沢・小松・高岡治安裁判所を配置した。富山始審裁判所の下には富山・魚津治安裁判所を、七尾始審裁判所の下には七尾・輪島治安裁判所を設けた。福井支庁・福井区裁判所は、福井始審・福井治安裁判所となった。明治十六年五月、越中全域が石川県より分離して富山県となった際に、管轄その他が改正され、金沢始審裁判所の管轄は加賀・能登二国となった。

三、地方三新法の公布

三新法の体制

明治十一年（一八七八）七月二十二日に公布された「郡区町村編制法」（太政官布告十七号）・「府県会規則」（同十八号）・「地方税規則」（同十九号）は、当時「三新法」または「三大新法」といわれ、明治政府が示した我が国最初の統一的な地方自治制度の基盤となった。同十三年四月八日、太政官布告十八号をもつて公布され「区町村会法」と合わせて、地方自治制度の一体系をなしている。

内務卿大久保利通は十一年三月十一日、太政大臣に「地方の体制等改正の儀」を建議した。これは内務大書記官松田道之の起案にかかり「地方之体制及び地方官ノ職制ヲ改定シ」と「地方会議ノ法ヲ設立スルノ主義」の二つからな